

一般事業主行動計画

株式会社 SHOTORA

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。。

1. 計画期間 令和7年12月1日～令和9年11月30日までの2年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得日数を、一人あたり平均年間5日以上とする。

＜対策＞

●令和7年12月～

年次有給休暇の取得状況を把握する。

●令和8年1月～

計画的な取得に向けて、管理職および従業員への周知・啓発を行う。

●令和8年4月～

各部署において休暇取得予定表を作成し、取得促進を図る。

目標2：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用環境整備に関する諸制度の周知を図る。

＜対策＞

●令和7年12月～

法改正内容および自社の育児・介護休業規程の内容を確認・整理する。

●令和8年2月～

制度の内容をまとめた資料を作成し、社内掲示や配布により全社員へ周知する。